失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第１１０８号

埼玉県鳩ケ谷市坂下町２丁目８番15号
申立人　城島　　章
本籍東京都豊島区長崎２丁目33番地、最後の住所さいたま市桜区中島１丁目16番17号
不在者　城島　千明
昭和12年11月20日生
公示催告期間満了日　平成22年11月12日
さいたま家庭裁判所

平成２１年（家）第６８６号

愛知県一宮市三条字墓北51番地１
申立人　恒川　隆弘
本籍愛知県一宮市森本５丁目３番地４、最後の住所愛知県尾西市三條字郷内西1704番地
不在者　恒川　憲史
昭和29年８月７日生
公示催告期間満了日　平成22年11月12日
名古屋家庭裁判所一宮支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９５号

愛知県江南市上奈良町久保56番地の１
債務者　有限会社松崎建設
代表者取締役　松崎　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前10時45分
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９６号

愛知県江南市上奈良町久保56番地１
債務者　松崎　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３２号

奈良県御所市大字元町493番地の101
債務者　上之原秀寿
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号

函館市亀田町６番４号
債務者　川上　敏明
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号

函館市海岸町14番７号
債務者　松本　陸雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号

香川県丸亀市金倉町535番地
債務者　塚本　　修
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第９号

広島県三次市十日市南６丁目８番11号　フジイハイツ101号室、前住所広島県三次市西酒屋町135番地12
債務者　丸川　裕司
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　破産債権の届出期間　平成22年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３７９号

神戸市長田区五番町７丁目１番地の12、従前の住所神戸市長田区片山町１丁目10番２号
債務者　山本　英則
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１号

広島市西区三滝本町２丁目７番16―301号
債務者　江川　　哲
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　破産債権の届出期間　平成22年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４３号

大阪府豊中市浜２丁目20番52―201号
債務者　松田　健一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８号

宮城県登米市迫町佐沼字南元丁115番地13
債務者　岩淵　禎逸
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
仙台地方裁判所登米支部